

特別区民税・都民税・森林環境税 「納税通知書兼決定通知書」のご案内

日頃から区政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。このたび、特別区民税・都民税・森林環境税が新規に決定された方、税額が変更になった方および納付方法が変更になった方に、「納税通知書兼決定通知書」をお送りします。

1. 住民税のあらまし

(1) 住民税とは

住民税は、自治体が提供する各種の行政サービスに必要な費用を、その地域に住む住民が分担する「地域社会の会費」的な性格の税とされています。住民税には特別区※(市町村)民税と都(道府県)民税があり、これらを合わせて区(市町村)で課税し、納めていただきます。

※東京都23区を特別区といいます。

(2) 均等割と所得割について

住民税には、「均等割」と「所得割」があります。

- 均等割…前年中に一定額以上の合計所得金額がある場合、一律に課税されます。
- 所得割…前年中の所得等に応じて計算された税額です。

(3) 森林環境税とは

森林の適切な整備を行うために必要な地方財源を安定的に確保する観点から令和6年度に創設されました。森林環境税は国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、住民税均等割と併せて1人年額1,000円が賦課徴収されます。

(4) 荒川区で課税される方

住民税・森林環境税は当該(相当)年度の1月1日現在(令和7年度の場合は令和7年1月1日)に

- ①荒川区内に住所を有する個人は、均等割、所得割及び森林環境税が課税されます。
- ②荒川区内に事務所、事業所を有する個人で、荒川区内に住所を有しない方は、均等割が課税されます。

非課税について

下記のいずれかに該当する場合は非課税です(①～③は全額非課税。④は所得割のみ非課税。)

- ①当該(相当)年度の1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - ②当該(相当)年度の1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親に該当する方で前年の合計所得が135万円以下の場合
 - ③前年の合計所得金額が $[35万円 \times (\text{扶養親族等の数} + 1) + 10万円 + 21万円]$ 以下の方
 - ④前年の総所得金額等が $[35万円 \times (\text{扶養親族等の数} + 1) + 10万円 + 32万円]$ 以下の方は、所得割が課税されません。
- ※③、④について、扶養親族等には、同一生計配偶者及び16歳未満の扶養親族を含みます。また、扶養親族がない場合は、上記計算式で③の場合は21万円を、④の場合は32万円を加算しません。

2. 通知をお送りする方について

今回の納税通知書は以下の①②のどちらかに該当する方にお送りしています。

	区分	納税通知書上の見分け方
①今回初めて通知をお送りする方	決定	年税額等の項目に「新規」が印字されています
②既にお送りしている内容に変更があった方	変更	年税額等の項目に「変更前」「変更後」が印字されています

3. 納期限

普通徴収の納期限は、6月、8月、10月及び翌年の1月の月末です。
月末が土日祝日の場合、翌開庁日が納期限となります。

4. 納付について

納付書が同封されていた方は以下の(1)(2)をご覧ください。
なお納期限が過ぎてから納付されますと、延滞金がかかる場合がありますので、納期限内にご納付ください。

(1) 該当年度の納税通知書が初めて届いた方

同封の納付書で納めてください。

(2) 既に納税通知書が届いていて、今回変更があった方

まだ納付して
いない場合

- ・税額に変更があった期別分については、今回お送りした納付書で納めてください。
(すでにお送りしている変更前の納付書は破棄してください。)
- ・税額に変更がない期別分は、納付書を同封していませんので、すでにお送りしている納付書で納めてください。

すでに納付して
いる場合

- ・増額になった場合は、同封の納付書で増額分を納めてください。
※実際に納付された日から区で納付の確認ができるまで10日程度かかります。
納付済額を含んだ納付書が同封されている場合は、納付済額を差し引いた納付書を改めてお送りしますので、お手数ですが税務係までご連絡ください。
- ・減額になった場合は、後日、税務係から還付充当通知書をお送りします。

(3) 口座振替で納めていただいている方

口座振替で納めていただいている方には、納付書を同封しておりません。
納税通知書に記載のある口座から引き落としを行う予定ですので、口座残高をご確認ください。

(4) 公的年金からの特別徴収の内容等が変更になった方

3ページの「6. 公的年金からの特別徴収の内容等が変更になった方」をご覧ください。

5. キャッシュレス決済での納付について

(1) スマートフォン決済アプリで納付書表面のeL-QRを読み取って納付

使用できるアプリは、同封の「便利な納付方法のご案内」をご覧ください。

(2) 地方税お支払サイトから納付

右の二次元コードなどから「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書に印字されているeL-QRを読み取る、または、納付番号等を入力しクレジットカード、インターネットバンキング、口座振替（ダイレクト納付）で納付します。

地方税
お支払サイト



ご注意ください

- キャッシュレス決済では領収証書が発行されません。
- 納付上限額、決済手数料は使用するアプリや納付方法によります。
- 納期限を過ぎてしまうと納付できない場合があります。
- 納税証明書が発行可能となるまでは、納付後から10日程度を要します。
※すぐに納税証明書が必要な場合は、区役所2階税務課または区民事務所において、現金で納付したうえで、証明書の交付を受けてください。

※現金での納付も可能です。

荒川区のホームページには、すべての納付方法の詳細を掲載しています。右の二次元コードからご確認ください。

荒川区ホームページ
特別区民税・都民税・森林環境税
(普通徴収)の納付方法



6. 公的年金からの特別徴収の内容等が変更になった方

(1) 特別徴収の金額が変更になった方

住民税の年税額が変更になった方で公的年金からの特別徴収の金額変更で対応できる場合は、「10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額」を変更しています。また、年税額が変更になったことにより、「来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）」も変更になります。

(2) 特別徴収が中止となった方

下記の理由等により、公的年金からの特別徴収決定後、特別徴収の継続ができなくなった場合は、年金からの特別徴収を中止します。

中止理由の一例：所得控除の追加により、これから特別徴収される金額がなくなった場合
年金が支給停止になった場合

特別徴収中止によりご自身で納めていただく税額が生じる場合は、今回お送りした納付書で納めてください（口座振替の場合は口座から引き落としとなります）。

還付となる場合は、後日税務係から還付充当通知書をお送りします。

◎ご注意ください

公的年金からの特別徴収が中止されるまでには、区から年金保険者（日本年金機構等）へ情報提供してから3～4ヵ月かかります。そのため、今回の通知で減額となった方でも次回の年金から変更前の税額が特別徴収されることがあります。その場合には、後日税務係から還付充当通知書をお送りします。

7. 確定申告書を提出した方へ

所得税の確定申告書の第二表に、「配偶者や親族に関する事項」及び「住民税・事業税に関する事項」があります（下図1、下図2参照）。

この欄に記入が無いと以下に該当する方でも、当該事項が住民税に反映されていないことがあります。

記入が漏れてしまった場合は、課税係へご連絡ください。

＜図1＞確定申告書 第二表「配偶者や親族に関する事項」

○ 配偶者や親族に関する事項									
氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他	所得	所得
		配偶者	年 月 日	障害者	障害者	障害者	障害者	障害者	障害者
		配偶者	年 月 日	障害者	障害者	障害者	障害者	障害者	障害者
		配偶者	年 月 日	障害者	障害者	障害者	障害者	障害者	障害者
		配偶者	年 月 日	障害者	障害者	障害者	障害者	障害者	障害者
		配偶者	年 月 日	障害者	障害者	障害者	障害者	障害者	障害者

- 同一生計配偶者がいる方
- 16歳未満の扶養親族がいる方
- 寄附金税額控除（ふるさと納税等）を適用する方
- 配当割、株式等譲渡所得割額控除を適用する方
- 給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法を選択したい方 等

＜図2＞確定申告書 第二表「住民税・事業税に関する事項」

○ 住民税・事業税に関する事項									
住民税	非上場株式の少数配当等	非居住者の特別	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附（特別控除対象）	共同基金、日本その他の寄附	都道府県、市区町村への寄附（特別控除対象）	市区町村への寄附（特別控除対象）

8. 寄附金税額控除について

ふるさと納税等の寄附をした方は、寄附金税額控除が受けられます。寄附先により受けられる寄附金税額控除の金額が異なりますので、詳細は8ページの「[方 税額控除等 \(5\)](#)」をご覧ください。

(1) ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をした方

ワンストップ特例制度を申請して、一定の条件を満たせば、確定申告をしなくても住民税でふるさと納税の寄附金税額控除が受けられます。

寄附をした金額が控除限度額以内の場合、住民税の寄附金税額控除額は、原則として寄附をした金額から2,000円を引いた金額になります。

(2) 確定申告を提出した方

寄附をした金額が控除限度額以内の場合、住民税の寄附金税額控除額は原則として寄附をした金額から2,000円と所得税で軽減された金額を引いた金額になります。

確定申告書への記入については上記「7.確定申告書を提出した方へ」をご覧ください。

9. よくあるお問合せ

(1) 給与からすでに住民税が特別徴収（引き落とし）されている方へ

給与所得以外に不動産所得や事業所得等がある方で、これらの所得について税額が生じることとなり、普通徴収を希望している場合等は、給与からの特別徴収分の他に納付書（又は口座振替）でご納付いただく金額がありますので、この通知書をお送りしています。

(2) 年金特徴税額(P.6③)と差引普通徴収税額(P.6④)の両方がある方へ

公的年金からの特別徴収は公的年金の所得にかかる税額のみとなります。他の所得がある方は、納付書等で納めていただく金額があり、それぞれの合計額が年間の税額となります。

また、令和7年4月1日時点で65歳の方や前年度の途中で税額変更等で年金特別徴収が停止された方については、公的年金からの特別徴収は10月以降開始のため納付書等で納めていただく金額があります。

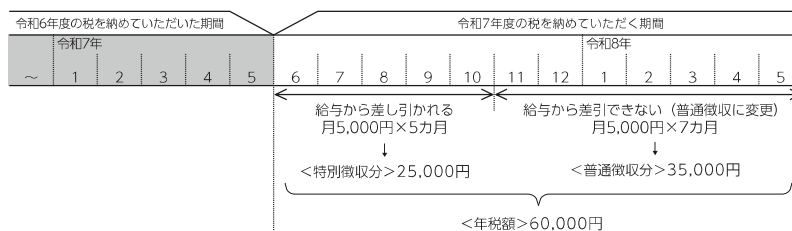
(3) 退職した方へ

給与からの特別徴収で納税する場合、年間の税額を6月から翌年5月までの12回に分けて、給与から差し引きます。退職・休職・転職等により給与から差し引くことができなくなった場合は、勤務先からの届け出により、残りの税額を普通徴収（本人が納める方法）に切り替えます。

＊令和7年5月以前に退職した方は、令和7年度の年税額は給与から差し引くことができません。そのため、全額を普通徴収の方法により納めていただきます。

＊再就職等の場合、新しい勤務先からお手続きいただくことで、納期限前の普通徴収分を特別徴収に切り替えることができます。

【例】 令和7年度の年税額60,000円の方が令和7年10月31日付で退職した場合



(4) 荒川区から転出した方へ

住民税・森林環境税はその年の1月1日にお住まいの区市町村で課税されます。1月2日以降に荒川区外へ転出した場合でも、その年度の住民税・森林環境税は全額を荒川区に納めていただきます（転出先の区市町村でその年度の住民税・森林環境税は課税されません）。

お問合せ先

荒川区役所 税務課

〒116-8501 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

電話 03-3802-3111（代表）※代表番号にお掛けの上、担当の係名をお伝えください。

■ 納税通知書の内容について…課税係 内線 2316～2319、2321～2323

■ 納付方法・還付について……税務係 内線 2326、2327、2332

■ 納税相談について……………納税促進係 内線 2334～2337

受付時間：月～金曜日午前8時30分～午後5時15分（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

荒川区ホームページ <https://www.city.arakawa.tokyo.jp/>

住民税・森林環境税の詳細につきましては、荒川区ホームページに掲載しています。右の二次元コードからご確認ください。

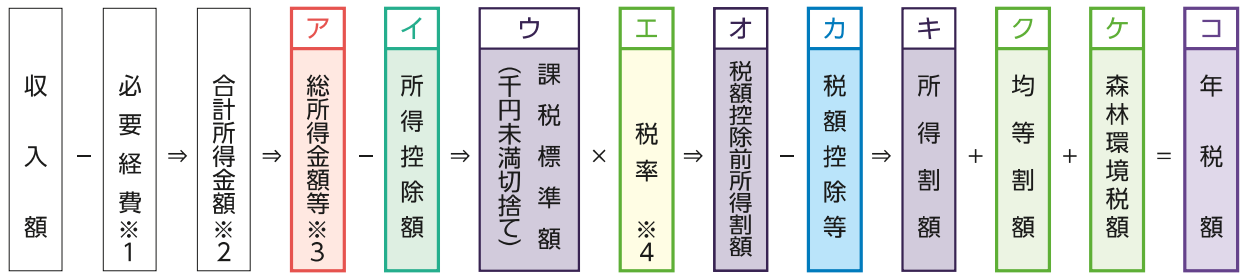
荒川区ホームページ
特別区民税・都民税について



10. 納税通知書兼決定通知書の見本とその内容

※見本と内容については
令和7年度の内容を記載しています

特別区民税・都民税・森林環境税の計算の考え方



- ※1 給与収入の場合は、給与所得控除額を差し引きます。公的年金等収入の場合は、公的年金等控除額を差し引きます。
「ア、所得金額」もあわせてご覧ください。
- ※2 合計所得金額…損益通算（注）後の各所得金額の合計額をいいます。
ただし、
・総合長期譲渡所得と一時所得は、合計額の2分の1の金額
・土地・建物等の譲渡にかかる分離所得については、特別控除を差し引く前の所得金額
・損失の繰越控除を差し引く前の金額
で計算します。
（注）損益通算とは、不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得の金額の計算上生じた損失について、一定の順序により他の所得金額から控除することです。
- ※3 総所得金額等…合計所得金額から繰り越すことが認められている前年度以前の損失額（損失の繰越控除）を差し引いた金額をいいます。
- ※4 申告分離課税分は、給与等の他の所得と区分し、分離課税用の税率で計算します。

ア 所得金額…収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

〈給与所得の計算〉（収入金額から給与所得控除を差し引いた金額）

収入金額(A)	所得金額	収入金額(A)	所得金額
551,000円未満	0	◎ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	(A)×60%+ 100,000
551,000円以上 1,619,000円未満	(A) - 550,000	◎ 1,800,000円以上 3,600,000円未満	(A)×70%- 80,000
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000	◎ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	(A)×80%- 440,000
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000	6,600,000円以上 8,500,000円未満	(A)×90%-1,100,000
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000	8,500,000円以上	(A) - 1,950,000
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000		

◎部分は、収入金額(A)を4,000円単位で端数処理をした後の金額を代入して計算します。
例：1,816,200円÷4,000円=454.05→454×4,000円=1,816,000円(A)

※所得金額調整控除

下記の対象者に該当する場合は算出した控除額を上記の表で求めた給与所得額から差し引きます

	対象者	控除額
①	給与等の収入金額が850万円を超えて、 下記のいずれかに該当する方 ・本人が特別障害者である方 ・23歳未満の扶養親族がいる方 ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる方	(給与等の収入金額(※1) - 850万円) × 10% (※1) 1,000万円を上限
②	給与所得と公的年金等の所得の両方がある方	(給与所得(※2) + 公的年金等の所得(※2)) - 10万円 (※2) それぞれ10万円を上限

〈公的年金等の所得の計算〉（収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額）

受給者の年齢	収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
以前に生れた方 65歳以上の方	3,300,000円未満	(B) - 1,100,000	(B) - 1,000,000	(B) - 900,000
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	(B) × 75% - 275,000	(B) × 75% - 175,000	(B) × 75% - 75,000
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(B) × 85% - 685,000	(B) × 85% - 585,000	(B) × 85% - 485,000
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	(B) × 95% - 1,455,000	(B) × 95% - 1,355,000	(B) × 95% - 1,255,000
	10,000,000円以上	(B) - 1,955,000	(B) - 1,855,000	(B) - 1,755,000
以降に生れた方 65歳未満の方	1,300,000円未満	(B) - 600,000	(B) - 500,000	(B) - 400,000
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	(B) × 75% - 275,000	(B) × 75% - 175,000	(B) × 75% - 75,000
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(B) × 85% - 685,000	(B) × 85% - 585,000	(B) × 85% - 485,000
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	(B) × 95% - 1,455,000	(B) × 95% - 1,355,000	(B) × 95% - 1,255,000
	10,000,000円以上	(B) - 1,955,000	(B) - 1,855,000	(B) - 1,755,000

工 総所得・山林所得・退職所得

特別区民税		都民税	
課税標準額	税率	課税標準額	税率
一律	6%	一律	4%

分離所得

区 分	課税譲渡所得	特別区民税	都民税	
短期譲渡	一般分	一律	5.4%	3.6%
	軽減分	一律	3%	2%
長期譲渡	一般分	一律	3%	2%
	特定分	2,000万円以下の場合	2.4%	1.6%
		2,000万円超の場合	3%-12万円	2%-8万円
	軽減分	6,000万円以下の場合	2.4%	1.6%
		6,000万円超の場合	3%-36万円	2%-24万円
一般株式等の譲渡		3%	2%	
上場株式等の譲渡		3%	2%	
上場株式等の配当等		3%	2%	
先 物 取 引		3%	2%	

ク 均等割額

特別区民税	都民税
3,000円	1,000円

※平成26年度から令和5年度の均等割については東日本大震災復興基本法等に基づき、上記均等割額に1,000円（特別区民税500円、都民税500円）が加算されています。

ケ 森林環境税額

森林の適切な整備を行うため、令和6年度から、特別区民税・都民税の均等割と併せて森林環境税（年税額1,000円）が課税されています。

雑 損 控 除		①(損害金額)－(保険金などで補てんされる額) ②(災害関連支出の金額)－5万円				
医 療 費 控 除		(支払った医療費の総額)－(保険金などで補てんされる額)－(総所得金額等				
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)		(支払った特定一般用医薬品等購入費)－(保険金などで補てんされ				
社会保険料控除		支払った保険料の全額				
小規模企業共済等 掛金控除		支払った掛金の全額				
生命保険料 控除		保険の種類		支払った保険		
		新契約分 (平成24年 1月1日以降に 締結した 生命保険契約)	①一般の 生命保険料	12,000円以下		
			②個人 年金保険料	12,000円超～32,000円以下		
			③介護 医療保険料	32,000円超～56,000円以下		
				56,000円超		
		旧契約分 (平成23年 12月31日以前 に締結した 生命保険契約)	④一般の 生命保険料	15,000円以下		
⑤個人 年金保険料	15,000円超～40,000円以下					
	40,000円超～70,000円以下 70,000円超					
①～⑤について上表により個別に控除額を計算し、次の算式により算出する。 (①の控除額+④の控除額)+(②の控除額+⑤の控除額)+③の控除額						
※		※				
		※ 下線部分の上限額はそれぞれ28,000円以下である。ただし、下線部分が旧契約(④又は⑤)の場合は、20,000円以下とする。				
地震保険料 控除			支払った保険料(B)	地震保険料(C)		
		①地震 保険料	50,000円以下	(B)以下		
			50,000円超	25万円以下		
		②旧長期 損害 保険料	5,000円以下	支払った保険料の10%		
5,000円超～15,000円以下	(B)以下					
15,000円超	10万円以下					
人的 控除 (※)	控除の種類		控除額	控 除 の 種 類		
	障 害 者		26万円			
	特 別 障 害 者		30万円			
	同居特別障害者		53万円			
	扶 養	寡 婦	26万円	配 偶 者	一般	
		ひ と り 親	30万円		老人(70歳以上)	
		勤 労 学 生	26万円	配 偶 者 の 合 計 所 得 金	48万円超 100万円以下	
		一般(16歳以上18歳以下 及び23歳以上69歳以下)	33万円		100万円超 105万円以下	
			老人(70歳以上)		38万円	105万円超 110万円以下
			同居老親等(70歳以上)		45万円	110万円超 115万円以下
			特定(19歳以上22歳以下)		45万円	115万円超 120万円以下
合 計	2,400万円以下	43万円	120万円超 125万円以下			

力 税額控除等

(1) 調整控除（合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません）

合計課税所得金額が200万円以下の場合

ア 人的控除額の差額(*1)の合計額
イ 合計課税所得金額(*2)
⇒ アとイのどちらか少ない額の5%
(特別区民税3%・都民税2%)

合計課税所得金額が200万円超の場合

ア 人的控除額の差額(*1)の合計額
イ 合計課税所得金額(*2)−200万円
⇒ アからイを控除した金額[5万円以下(マイナスを含む)の場合は5万円]の5%
(特別区民税3%・都民税2%)

(*1) 人的控除額の差額…下表の「控除の種類」に該当する控除の適用がある場合、各「控除の種類」に記載の差額

控除の種類	差額	控除の種類	差額	控除の種類	納税者本人の合計所得金額ごとの差額
寡婦	1万円	一般	5万円		900万円以下
ひとり親	父 1万円 母 5万円	老人	10万円	配偶者	900万円超 950万円以下
障害者	1万円	同居老親等	13万円	一般	5万円
特別障害者	10万円	特定	18万円	老人(70歳以上)	10万円
同居特別障害者	22万円	勤労学生	1万円	配偶者の合計所得金額	48万円超 50万円未満
		基礎控除	5万円	50万円以上 55万円未満	5万円
					3万円
					2万円
					1万円

(*2) 合計課税所得金額…課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額(それぞれ、納税通知書兼決定通知書の「▼課税標準額」に記載)

(2) 配当控除 ※申告分離課税を選択した場合は適用なし

種類	課税標準額	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
		特別区民税 都民税	特別区民税 都民税
利益の配当等		1.6% 1.2%	0.8% 0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8% 0.6%	0.4% 0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4% 0.3%	0.2% 0.15%

(3) 配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除

区分	特別区民税	都民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(4) 外国税額控除（控除限度額）

	控除限度額
特別区民税	所得税の控除限度額の18%
都民税	所得税の控除限度額の12%

(5) 寄附金税額控除 ※控除の対象となる寄附金額の上限は、総所得金額等の30%です。

寄附先団体	控除額計算式
荒川区の条例で指定されている団体	(寄附金額−2,000円)×6%(特別区民税分)
東京都の条例で指定されている団体	(寄附金額−2,000円)×4%(都民税分)
東京都共同募金会・日本赤十字社東京都支部・地方公共団体で特例控除対象以外の団体	(寄附金額−2,000円)×10% ※特別区民税分6%、都民税分4%
地方公共団体で特例控除対象の団体(ふるさと納税など)	(寄附金額−2,000円)×10%+特例控除額(*3) ※特別区民税分6%、都民税分4%

(*3) 特例控除額…次の計算式により算出(特別区民税・都民税算出所得割額から調整控除を差引いた金額の2割が上限)

※総務大臣が指定した地方公共団体への寄附に限り、特例控除が適用されます。

基本的な特例控除額計算式	(地方公共団体への寄附金額−2,000円)×(90%−所得税の限界税率(*4)×1.021)
--------------	--

(*4) 所得税の限界税率…原則、所得税額の計算の際に適用された最大の税率

※分離課税される所得があるときなどは、別の計算式により算出する場合があります。

地方公共団体に寄附した場合で、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受ける場合、所得税の控除相当額の「申告特例控除額」が上記に加算されます。

(6) 住宅借入金等特別税額控除 ※平成27年1月1日以後に居住を開始した場合に限りです。

下記の①と②-1、又は①と②-2を比較し、少ない金額を控除します。

① 所得税において控除しきれなかった住宅借入金等特別控除可能額
②-1 所得税の課税総所得金額等の合計額に5%を乗じた額(上限 97,500円) 特定取得等(*5)に該当しない場合
②-2 所得税の課税総所得金額等の合計額に7%を乗じた額(上限 136,500円) 特定取得等(*5)に該当する場合

(*5) 特定取得等…特定取得、特別特定取得、特例取得、特別特例取得、

特別特別特例取得のいずれかに該当するもの

※詳しくは右の二次元コードからご確認ください。

荒川区ホームページ
住民税住宅借入金等
特別税額控除(住宅ローン控除)



(7) 個人住民税(特別区民税・都民税)の特別税額控除(定額減税) ※令和7年度に限る

対象者:合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、同一生計配偶者(国外居住者を除く)を有する者
控除額:1万円